



かすみがうら市
KASUMIGAURA

議会だより

No. 27

目次 CONTENTS

P2-5 トピックス

- ・新石岡地方斎場建設 ～2779名請願・議会の意思～
- ・中学生までの医療費無料化に係る審議
- ・消防組織調査特別委員会を新たに設置・緊急質問

P6-8 9月定例会提出議案

P9-11 委員会活動

P12-13 決算審査特別委員会

P14-17 一般質問

P17-18 コラム

無理・無駄のない行政を望む
市民の皆様のため
将来の健全な運営とは
どうあるべきか
慎重審議に努めます。



◀ 雪入地区のコスモス

請 願 書

【主旨】

石岡地方斎場組合からの離脱を撤回し、市民と同組合構成自治体の融和ある方法にて、斎場（火葬炉と式場）を整備されるよう請願する。

【請願理由】

石岡地方斎場組合の新規斎場の建設にあたり、建設費や市負担金の減額が、管理者である久保田健一郎石岡市長から提案されておりますが、宮嶋市長はかたくなに単独整備を表明するなど、議会や市民の意思を無視した行政運営を続けています。また、その際、宮嶋市長は単独整備時の計画、単独整備が出来なかった時の対応、広域事業への配慮など、全く市民には説明責任もはたさず、判断に苦慮する内容であり、我々市民は大きな不安を抱いているのが現状でもあります。

人生の最大行事を、我が住環境の中で、安らかに締めくりたいのが人の想いであることから、現計画どおり斎場（火葬炉と式場）建設を求めます。

委員長報告の概要（委員長：岡崎 勉）

請願主旨については、石岡地方斎場組合からの離脱を撤回し、融和ある方法にて、斎場を整備されることが、請願の主旨であります。

次に、請願理由について申し上げます。

石岡地方斎場組合の建設にあたり、石岡市と小美玉市から、譲歩案が提案されておりますが、宮嶋市長は、議会や市民の意思を確認することなく単独火葬場整備を表明いたしました。

また、単独整備ができなかった時の対応、広域事業の配慮など、説明責任も果たさず、市民は、大変不安を抱いております。

人生の最大行事を、我が住環境の中で、安らかに締めくりたいのが、人の思いであり、市長にあっては、この市民の思いを真摯に受けとめ、2市と話し合い、石岡市と小美玉市とかすみがうら市が、協力し合って、石岡地方斎場の建設を推進することを求めるものであります。

請願第8号「斎場(火葬炉と式場)の整備に関する請願書」に対する附帯決議 (委員会での決議)

石岡地方斎場の建設事業にあたっては、次の事項について、十分配慮すること。

- ①石岡地方斎場組合から離脱しないこと
- ②3者で整備すること
- ③3者で協議を行い、相互に歩み寄り、妥協案を模索すること

この附帯決議も含め、石岡地方斎場の建設が、より広域行政の発展と円滑化を図るため、それぞれ構成市が膝を交えて協議を行い、円満な妥協案を模索するよう願うものです。

~市民の声~

2779名の署名とともに請願書が提出され、「かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」に付託し、審査の後、本会議において賛成多数で採択されました。なお、委員会での附帯決議が報告されました。

斎場の整備に関する請願を採択

石岡地方斎場建設を推進する決議

～ 議会 の 意 思 ～



石岡地方斎場建設を推進する決議

(議員発議により提出され賛成多数で可決)

石岡市、かすみがうら市、小美玉市の3市で構成する石岡地方斎場組合が進めている石岡地方斎場の移転計画については、これまで長年の課題であったが、構成市の合意のもとに、やっと、事業着手に至ったものであります。

これらを踏まえ、平成23年3月4日、かすみがうら市議会は「石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議」を決議し、同事業の推進を図るよう、市長に要請してまいりました。

一方、宮嶋市長は、同年6月6日「石岡地方斎場組合からの離脱とかすみがうら市火葬場単独整備」を表明、さらには、9月定例会で候補地を発表するとしておりましたが、三者協議の行方を踏まえ、具体的な候補地の発表は控えるとしております。併せて、“市民の判断の尊重”という観点から、一つの選択肢として、同年8月27日の朝日新聞において「かすみがうら市単独火葬場を造らない選択肢もある」とも発表しております。

議会としては、円滑な広域行政の推進という観点から、円満な解決を図り、周辺市との連携を維持することが、市のリーダーに求められているものであると確信しております。

また、我々は、宮嶋市長が政治目標を高く掲げるだけではなく、“市民の判断の尊重”という理念があるならば、大所高所の観点から、市民の意思を第一とし、『組合からの離脱』という不安を解消するよう要請いたします。

よって、市長にあっては、石岡地方斎場の建設を推進するという、議員諸侯の思いを厳粛に受けとめ、下記の点を踏まえ、石岡市や小美玉市との再協議を真摯に行い、相互に歩み寄り、3構成員によって、石岡地方斎場の建設を推進するよう強く求める。

以上、決議する。

記

1. 石岡地方斎場建設事業を3構成員の協力のもと推進すること。
2. かすみがうら市単独火葬場の建設計画を進めないこと。

議案第52号

予算捻出に明確な根拠なし

中学生までの医療費無料化に係る条例を否決

～未来に負担をまわすことのない健全な運営を～

（「法を遵守した提案権の審査が不備である」とし、議長より委員会付託省略を発議。
賛成多数で付託省略を決定し、9月7日の本会議で審議、起立少数により否決となりました。）

委員会付託省略の提案理由

（議長発議を賛成多数で委員会付託省略が決定）

地方自治法第222条では、財政上の負担を伴う条例の改正に対する執行機関の自己規制を課しております。つまり、予算を伴う条例案の議案提出は、条例と予算が一体であることを、厳しく制限しております。これは申すまでもなく、財政的な裏付けのない条例提案は、健全な財政運営を、明らかに阻害するからであります。私としては、今回提案された議案第52号は明らかに、地方自治法第222条に抵触しており、併せて、前回の審議経過も踏まえれば、同様な審議が続くことは明らかであると推断します。

また、同法の「予算上の措置が講ぜられるまで」とは、関係予算案が議会に提出されたときであると、昭和31年9月28日行政課長通知により、明示されております。

議会は、政策を議論する場ではありますが、その前に、法の遵守を監視するチェック機関でもあります。つまり、今回の案件は、審議前の基本的な事項の問題ということであり、『法を遵守した提案権の審査が不備である』ということに着眼し、『委員会への付託を省略し、本会議で採決すること』が賢明な対応であると考え、議会運営委員会に諮問し、付託省略の答申をいただいております。

※地方自治法第222条については、豆辞典(P18)を参照願います

◇ 本会議での質疑 ◇

Q この制度は、一時的な事業ではなく、恒常的な財源が必要となります。24年度以降、その拡大した部分の財源について、1年間に要する額を確認いたします。

A 現行の県の医療福祉費について平成22年度の小学校3年生までの医療実績を参考とし、それらを基礎とし中学生までを算出した場合、今後、毎年度の負担は、5000万円前後の増額が見込まれると考えております。

Q 前年の定例会では8500万円を要するとし、今回は5000万円ということですが、地方自治法第222条では、本来、予算と条例はセットでの提案ですが、施行日が来年度の4月1日からという理由で提案しなかったのか、また、この条文に準じない理由の説明を求めます。

A 4月1日施行であるため、新年度予算に組み込むことで考えております。理由については、今年度中の議案については予算が伴うが、次年度については、予算上の措置が講ぜられる見込みがあるということで、解釈しております。

Q 補助金等を削減し財源を充当したいとの答弁だが、その考えは、財政計画に基づいたものではなくスクラップ&ビルドである。補助金を主体に削減したいとのことだが、5000万円もの予算額を、もう削る見込みがたっているのですか。

A 補助金の削減については、現在、審議会等で検討中です。しかし、5000万円全額を補助金から捻出するのではなく、その他、歳出削減も行い、財源を捻出していきたいと考えています。

消防組織の機能を維持し、 安心・安全を確保するための調査特別委員会



【委員会設置の提案概要】

(議長発議を全会一致で可決)

かすみがうら市は、未曾有の大災害として3月11日の東日本大震災の被災地となりましたが、この大災害において、火災が発生せず、幸運にも難を逃れたといっても過言ではありません。

このような中、去る9月定例会の決算審査において、平成24年度以降の消防組織の維持に、大きな不安があることが、明らかとなりました。

この大震災を教訓とし、これからの消防や救急業務に対しては、万全の備えが必要であります。

消防力や救急業務の基本は人材であることを再認識し、「市民の願いである安心・安全」をより強固にするためにも、計画的な職員採用と人材育成を、念頭におく必要があります。

この東日本大震災の経験を風化させないためにも、『消防組織の機能を維持し、安心・安全を確保するための調査特別委員会』の設置を提案いたします。

委員長 小松崎 誠
副委員長 川村 成二

緊急質問

平成23年9月定例会における、議員2名からの緊急質問

山内 庄兵衛 議員

Q 単独市火葬場整備計画において、9月には場所を発表すると言っていたが、市長は発表を少し延ばしてほしいとのこと。市民も場所はどこになるのか、本当につくるのかと言っている。このことについて、市長の考えを伺う。

A 宮嶋市長 石岡地方斎場組合管理者の、「9月中旬には建設工事を発注する」との発言により、このままでは、法律問題になる可能性があり、その場合にはどちらの事業も進まないとの考えから、今後の動向を見極めてからと判断しました。

Q 原発事故による風評被害により、観光農業はとてむひどい状況だが、今後の対応を伺う。

A 宮嶋市長 果樹観光は観光業ということで、それについては、東京電力の損害賠償が大変遅れていたわけですが、最近、東京電力も前向きになってきましたので、請求漏れのないよう、市としても連絡を密にして、きちんと請求していきたいと考えております。

栗山 千勝 議員

Q 新盆回りに関する市長の不祥事においては、公用車を使ったと聞いたが、この問題についての見解を伺う。

A 宮嶋市長 新盆回りの金品を本人が持つて歩くことの違法性の認識は全くなく、本当に申しわけなく思っております。公用車の使い方については、一般職員と首長の公用車の使い方について、同じように考えることは適切ではないと思います。しかし、他市の事例で言えば、私的な公用車の使用はすべきでないと思います。新盆回りでは、公的な方や私的な人もいたこと、限られた日数の中で訪問することなどから、その都度、公用車と私用車を乗り換えるというような仕分けをするつもりはありませんので、そこら辺は柔軟に考えていただいた方がいいのではないかと思います。

平成23年

第3回定例会



平成23年第3回定例会が、9月1日から9月22日までの22日間の会期で開催されました。今定例会では、決算審査特別委員会を設置後、各特別委員会へ付託し、平成22年度各会計決算を審査しました。また、平成23年度各会計補正予算、条例の制定及び一部改正などについて、各所管の常任委員会へそれぞれ付託して審査を行ったほか、9月2日、5日、6日の3日間において一般質問（後頁P14～17）を行いました。

今定例会に上程された議案等は次のとおりです。

▼報告第7号

平成22年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について

霞ヶ浦庁舎建設事業及び志筑小学校移転整備事業について継続費の設定年度が平成22年度で終了しましたので地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告するものです。

▼報告第8号

平成22年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成22年度の決算において算定した実質赤字比率及び連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率からなる健全化判断比率と特別会計の資金不足比率を報告するものです。

▼報告第9号

専決処分の報告について

志筑小学校屋内運動場新築（建築）工事及び志筑小学校屋外付帯工事について請負契

約を変更するため地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。

▼報告第10号

専決処分の報告について

志筑小学校屋外付帯工事について請負契約を変更するため地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。

▼議案第48号

かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について

農業振興地域整備計画の策定や変更等に関し、審議する組織として有識者で構成する協議会を設置するため条例を制定するものです。

可決

▼議案第49号

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

スポーツ基本法の施行に伴い、「体育指導委員」という名称を「スポーツ推進委員」に改めるため、条例を改正するものです。

▼議案第50号

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について

可決

地方税法の一部改正に伴い、寄付金税額控除の対象に特定非営利活動法人を追加し、寄付金税額控除の適用下限額を地方税法で定める「5千円」から「2千円」とし、さらに、個人住民税等の過料の上限を「3万円」から「10万円」に引き上げ、罰則を強化するため、条例を改正するものです。

▼議案第51号

かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

否決

地方自治法第180条の2の規定に基づき、あじさい館の管理、運営を本年10月1日から教育委員会へ事務委任する

ため、条例を改正するものである。

▼ 議案第52号

かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

否決

子育て支援の充実を図るため現在では、小学校3年生までが対象となっております医療費の無料化について、平成24年4月1日から対象者を中学3年生まで拡大して支給するため、条例を改正するものです。

(内容はP4を参照願います。)

▼ 議案第53号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

可決

国民健康保険税の減免対象に所得要件による規定を加えるため、条例を改正するものです。

▼ 議案第54号

平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算(第3号)

可決

人事異動による人件費の組み換えをはじめ、東日本大震災に伴う災害ガレキ処分に係る費用及び災害救助法の適用を受けての応急仮設住宅の借り上げ等に要する経費を計上するものです。

▼ 議案第55号

平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

可決

人事異動による人件費の不足分の他に、決算に伴う一般会計予算への繰出金に要する経費を計上するものです。

▼ 議案第56号

平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

可決

後期高齢者医療広域連合への精算金及び決算に伴う一般会計予算への繰出金に要する経費を計上するものです。

▼ 議案第57号
平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

可決

人事異動による人件費の組み換えをはじめ、東日本大震災に伴う災害復旧事業としての下水道管渠布設替工事及び一定の基準値を超えた放射能汚泥の仮置き業務委託に要する経費を計上するものです。

▼ 議案第58号

平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

可決

東日本大震災に伴う災害復旧事業としての農業集落排水管渠布設替工事及び一定の基準値を超えた放射能汚泥の仮置き業務委託に要する経費を計上するものです。

▼ 議案第59号

平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)

可決

決算に伴う国・県支出金等の返還金及び一般会計への繰出金、住民の異動に伴う保険料の還付金などに要する経費を計上するものです。



▲移転により、新たに開校した志筑小学校(平成23年9月1日開校)

9月定例会提出議案

▼ 議案第60号

平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼ 議案第61号

平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼ 議案第62号

平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼ 議案第63号

平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼ 議案第64号

平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼ 議案第65号

平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼ 議案第66号

平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼ 議案第67号

平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

認定

▼ 議案第68号

かすみがうら市副市長の選任について

同意

▼ 議長発議

『消防組織の機能を維持し、安心・安全を確保するための調査特別委員会』の設置に関する決議

可決

(内容はP5を参照願います。)

▼ 委員会発議第6号

教育予算の拡充を求める意見書

可決

▼ 議員発議第6号

石岡地方斎場建設を推進する決議

可決

(内容はP3を参照願います。)

閉会中の継続審査について

決定

閉会中の所管事務調査について

決定

請願・陳情の審査結果

▼ 請願第1号

ハツ場ダム等水源開発の検証検討について

継続審査

▼ 請願第6号

教育予算の拡充を求める請願

採択

▼ 請願第7号

早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願

採択

▼ 請願第8号

斎場（火葬炉と式場）の整備に関する請願書

採択

(内容はP2を参照願います。)

人事案件

【副市長】

石川 眞澄 いしかわ まさみ

(笠間市下市毛)

平成23年9月22日 同意

総務大臣感謝状を授与

議会議員として35年以上在職し、地方自治の発展に顕著な功労があったとして、感謝状が贈呈されました。

廣瀬 義彰 議員



委員会活動

総務委員会

○委員会付託案件の審査

(9月7日開催)

付託案件

- かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算(第3号)

審査内容

Q あじさい館は、現行が、本来の趣旨に基づいた管理の仕方ではないのか。効率的だから教育委員会が管理する、それが条例として本来あるべき姿なのかということについてはどのように判断するのか。

A 所管替えではないので、条例のおおもとの内容が変わるものではありません。所管そのものが教育委員会に移るということではなくて、あくまで、事務的に委任されて運営をするということです。

Q 条例の改正と教育委員会を移動することについては別の問題であるということか。

A 教育委員会の事務所の移転については、この条例の改正とは間接的には関係してくると思いますが、別の問題であるということでご理解いただければと思います。

なお、教育委員会と福祉部門での調整が整えば移動ということになると思いますが、10月1日に移動するということではないということです。

Q 瓦礫撤去費用、運搬費、置場の費用等について伺う。

A 全体で8千万円であり、瓦礫撤去で6036万9千円。瓦礫の運搬が1124万1985円。それと仮置場の管理委託ということで50万8450円です。また、今後、12月21日までの受け入分として約780万円を見込んでおります。

Q 瓦礫の撤去等について、受け入れるのは瓦だけか。

A 受け入れるのは瓦のみで、罹災証明を提示していただき受け入れております。受け入れ期間については、まだ処理しきれていないため、12月まで延長しました。

Q 災害対策事業の消耗品費で、ガソリン、灯油を購入するということだが、使用期限等を考慮した場合、購入して備蓄しておくことがよいのか、それともガソリンスタンド等との協定により優先的に購入できるようにしておくことが良いのか、その辺は検討したのか。

A ガソリンについては、防災用に購入する発電機に使用し、灯油については、暖房器具用ということで考えております。購入する燃料は1リットル入りの缶詰になっており、品質保証の期間は3年間です。

また、不足も想定されることから、石油業者と災害時の協定を1件、締結しました。

所管事務調査

- 市長公用車の運行等について

Q 市長の新盆回りのことで、8月13日は公用車を使ったとの新聞報道があったが、手元に配付された資料の市長公用車の行き先には土浦市とだけ記載されているのはなぜか。

A 土浦市へは市長公用車(プリウス)を使っていたのですが、市内については別の公用車を使ったためです。

○閉会中に行われた委員会

(8月10日開催)

調査内容

- 防災について
- 千代田庁舎の災害復旧について
- 行政組織の改革について
- 総務委員会の所管に関する事項について
- かすみがうら市消防団再編計画について
- 公用車の運行について
- 市長公用車の運行等について
- 入札制度について

(10月31日開催)

調査内容

- 行政組織の改革について
- 公用車の運行について
- 市長公用車の運行等について

文教厚生委員会

○委員会付託案件の審査

(9月7日開催)

付託案件

- かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算(第3号)
- 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 教育予算の拡充を求める請願
- 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願

審査内容

Q あじさい館の委託業務の補正予算について伺う。

A 本館内外業務については、当初予算で1273万3530円の予算でしたが、11月から受付を1名増にすること、123日分の、142万2千円を、今回計上したものです。

Q 地震災害の応急仮設住宅借上料の財源と、対象者について伺う。

A 県交付金で、平成23年度茨城県災害救助費繰替支弁費交付金が100%で入ってきます。また、今回の応急仮設住宅につきましては、茨城県と東北3県の方を対象として計上しています。

Q 補正予算が可決されれば、小学校と中学校に、放射線量測定器が購入されて活用されることになると思うが、その場合の発注は9月中にするのか考えを伺う。

A そのように考えておりますが、契約そのものは検査管財課のほうに依頼しますので、その契約が済み次第の発注となります。

Q 保育所には、放射線量測定器があるのか伺う。

A 保育所用は、現在ありません。総務課管理の測定器で週に1回測定しているのが現状です。

Q 後期高齢者医療連合納付金の療養給付費の精算金が、広域連合の確定で精算されると思うが、これは、どのくらい伸びたのか伺う。

A 平成22年度の予算額は、2億7539万665円でしたが、平成22年度の実績額は、2億8032万3040円になります。それを相殺しますと493万2375円の増となりまして、約1・8%伸びたこととなります。

所管事務調査

- 志筑小学校校庭の冠水状況について

○閉会中に行われた委員会

(8月25日開催)

審査内容

- 教育施設、文化施設、体育施設および福祉・保健施設に関する事項
- ・ さくら保育所の民営化について
- ・ 福祉部門(あじさい館)の教育委員会への事務委任について
- 国民健康保険、介護保険及び国民年金に関する事項
- ・ 国保税改正に伴う中間報告と本算定の状況について
- 小学校教育及び中学校教育に関する事項
- ・ 高校への進学率について



▲民営化に向けた計画のある市立さくら保育所

産業建設委員会

○委員会付託案件の審査

(9月7日開催)

付託案件

- かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について
- 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算(第3号)
- 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 請願書「ハッ場ダム等水源開発の検証検討について」

審査内容

Q 農業振興地域整備促進に係る整備計画について伺う。

A この整備計画は、農業の実態、あるいは農業が将来進むべき方向性等を進める計画です。

その中で、農振農用地区域の見直し、特に重要な事項になりますが、今回は、現況が道路である、また荒廃地になっているところをピックアップし、農振農用地区域で適正なのかどうかを判断していきます。

Q 「湖山の宝」巡り開発事業委託の委託先について伺う。

A 7月の広報紙で、市内の業者に案内をしたのですが、希望が無かったため、市外に業者の枠を広げ、指名参加願を出している業者、5社以上の入札による委託を予定しております。

Q 下水処理場の放射性汚泥仮置き業務委託について伺う。

A 管理委託業者のみでは、対応能力に欠けることから、市内の建設業協会に相談し、現在、単価契約で処理をしていただいております。



▲脱水汚泥の仮置き状況(新治地区農業集落排水処理施設)

Q 下水処理場の仮置きしている汚泥は、今後どうするのか。

A 8月に入りまして、国から、製品にしたときに400ベクレル以下という一定の基準が示されました。

田伏の特定環境保全公共下水道排水処理施設については、現在基準内のため、従前の受け入れ業者に引き続きお願いします。

農業集落排水処理施設については、従前の受け入れ業者で堆肥とした場合には、施設の汚泥が80ベクレル以下でないと400ベクレル以下にならないことから、市内8箇所ある処理施設で志筑地区の処理施設だけが現在該当となり、受け入れの協議がまとまりました。

それ以外の施設については、今後、他のリサイクル会社等とも交渉していく考えです。

○閉会中に行われた委員会

(10月31日開催)

審査内容

- 環境衛生及び公害に関する事項
- ・放射能関係について

決算審査は、市民に代わって行政効果を評価する、きわめて重要な意味があり、今後の行財政運営の改善に役立つよう、特別委員会を設置し審査を実施いたしました。

なお、今回の平成 22 年度会計決算審査では、執行部に「事務事業シート」の提出を求め、事業評価型の決算審査をおこないました。

一般会計決算審査特別委員会

(9月9日、12日、13日、14日開催)

○委員会付託案件の審査

・平成 22 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

一般会計決算総額	【歳入】	……………	166 億 3906 万 5151 円
	【歳出】	……………	157 億 4339 万 8730 円



○審査内容

Q シャトルバスの運行について、土浦駅とあじさい館を結ぶ「土浦駅シャトルバス」と比べ、雪入ふれあいの里公園と歩崎公園を結ぶ「市内観光シャトルバス」については、利用者が少ない。これを見直す計画はないのか。

A ご意見のように、「市内観光シャトルバス」については、1日平均、5.4人と少ない状況ですので、それを踏まえて今後見直してまいります。

Q 市長の公約を履行するためには、必ず財政計画をつくらなければいけないと思う。財政計画をどのようにしなければならないかを考えなければいけないと思うが、考えを伺う。

A 財政、政策事業遂行にあたっては考えていかなければならないと考えております。

Q 平成 22 年度は平成 21 年度と比べると、滞納繰越分の徴収率がかなり上がっているが、どのような取り組みをしたのか。

A 昨年度から、電話催促員を緊急雇用で雇用しての電話催促を行っています。また効果が上がったのは、滞納処分、財産の差し押さえ関係、それから公売関係、そういうものを講じた結果と考えております。

Q 国民健康保険に対する市の一般会計からの繰出金がだんだん大きくなっていると思うが、財政部門とはどういう協議をしているのか。

A 一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金は、毎年大きくなっています。当然、無条件に繰り出しをしていくということは財政サイドとしては有り得ない話であり、何らかのルール化は必要かと考えております。一般会計からの繰り出しについては、納付状況が一番大きく影響するものと考えております。その点の改善をどのようにしていくかということで、繰出額は減らす方向にしていきたいと考えております。

Q 敬老式典は千代田地区と霞ヶ浦地区で別々に開催しているが、経費を考えれば、1箇所で実施してもいいのではないかと。

A ご意見のとおり1回で実施したほうがいいと思うのですが、1000人以上を収容できる会場がないのが現状です。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会

(9月9日、12日開催)

○委員会付託案件の審査

- ・平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

特別会計決算総額	【歳入】	……………	94億3620万2197円
	【歳出】	……………	92億4839万1657円
水道事業会計決算総額	【収益的収入】	……………	10億5935万7280円
	【収益的支出】	……………	9億9478万6336円
	【資本的収入】	……………	9480万0000円
	【資本的支出】	……………	5億0172万8696円

○審査内容

Q 国民健康保険特別会計において、不納欠損額が4700万572円ありますが、国民健康保険の運営に、かなり支障をきたしてくと考えるが、具体的な中身は。

A 地方税法第15条の7第4項の執行停止3年経過によるものが、109件ありました。金額で3314万7576円です。それと即時消滅で、会社が倒産して再起の見込みがないとか、出国してしまい帰国の見込みがない等の理由のものが、28件、金額で540万8696円です。また、地方税法第18条により、5年間経過したものは時効ということになっており、それが61件、844万4300円という内容です。

Q 疾病予防事業の平成22年度の受診者数が、目標に対して実績が123%と上回っている。疾病予防事業は重要な施策ですので、目標は高く、予算もしっかり取って実行していくべきと思うが、その状況は。

A 当初予算の時期から実績に応じて事業費を大きく膨らませることは、国保の会計運営では無理があるので、年度途中に、受診できない希望者があまりにも多数いるという実態が出てきたときには、増額補正という形でやってきております。平成22年度も目標を大幅に上回っておりますが、補正して現実的にご希望に沿えるような形としております。

Q 後期高齢者医療徴収事務事業について、課題の中で、「徴収方法についての周知が必要である」、それから「収入がない方でも所得が把握できない場合に軽減措置を受けられない」とあるが、内容を説明していただきたい。

A 普通徴収への切り替えは周知しておりますが、特別徴収のため年金から引き落とされるとの認識から、未納となっている方が少数います。後は、収入が少ない方は、未申告となりがちのため、申告されるようその都度通知していますが、申告されない現状であります。

Q 牛渡地区の下水道加入率が、かなり低いということだが、現状と職員の加入促進はどの程度努力しているのか。

A 国の緊急雇用対策事業により臨時職員2名を採用し、主に牛渡地区と深谷・大和田地区を加入促進しました。訪問し面会できた約650戸で、14戸が近々接続するという回答を得ました。しかし、予想より成果が低かったため、引き続き、加入促進を図っていきます。

小松崎 誠 議員

Q 子どもたちが安心して学べるよう、市独自の安全対策を

A 県が作成した手引書に基づき対応してまいりたい

Q 教育委員会の放射能への取り組みとして、子どもたちが安心して学び、体を鍛えられるよう、運動場や通学路等を調査した結果については、国の定めた数値にとらわれないで、市独自の安全対策を講じる必要があると思うが、考えを伺う。

A 教育部長 文部科学省が放射線量を毎時1マイクロシーベルト以下とする目標値を定め、9月1日から適用となることを受け、県は、土壌などの放射線量を低減する除染活動についての手順や注意点をまとめた手引書を作成しました。基本は、それに基づき対応したいと考えています。なお、8月31日現在の各小中学校の測定結果ですが、一番高いところは0.45マイクロシーベルト、一番低いところは0.26マイクロシーベルトで、現状は、半分以下の値となっております。

Q 市長は、職員採用を2力年にわたり中止しており、現在、27歳以下の職員が極端に少なくなっております。将来を見据えて計画的な人員補充が不可欠であると強く感じるが、行政組織及び職員数の現状について、また、今の課題と今後の対応について伺う。

A 総務部長 行政組織については、職員数の減少や組織改編が見送られたことなどから、課長、課長補佐や係長職での兼務が多くなっております。職員数は、平成22年3月に、定員適正化計画を策定し、職員数の削減に取り組んでおりますが、ことしの4月の段階で、計画の目標とする平成26年度当初の予定を満たしている状況です。

今の課題と今後の対応については、計画的に職員数が減少している中、現在の事務事業やその執行方法を維持していくためには、一定の行政組織や職員数を維持していく必要があると考えられますので、今後の行政サービスの規模、あるいはあり方をよく精査しながら行政組織の見直しについて検討をしていきたいと考えております。

- 1 放射能汚染問題に関し、農産物等、食品の安全証明に係る対策について
- 2 東日本大震災を教訓にした当市の防災計画の見直しについて
- 3 行政組織と定員適正化について



▲下稲吉東小学校グラウンド

山本 文雄 議員

Q 市内小中学校のいじめの実態と教育委員会の対応は

A 学校との情報共有に努め、連携して取り組んでまいります

Q 校内暴力や、いじめが増加しているという全国的な傾向の中、市内小中学校でも校内暴力やいじめがあるということをお聞かせいただけますが、その実態件数と、これまで教育委員会がどのような対応を進めてきたのかを伺う。

A 菅澤教育長 平成22年度の件数は、対教師暴力、小学校11件、中学校4件、合計15件。児童・生徒間の暴力、小学校14件、中学校19件、合計33件。いじめ、小学校6件、中学校8件、合計14件です。

教育委員会としては、各小中学校に対し、未然防止策等の指導のほか、教職員の人的配置や生徒指導、研修会の開催などを行っております。また、日ごろから各学校との情報の共有に努め、いじめの訴えがあったときは、学校場合によっては関係機関と連携をし、特にいじめられた児童・生徒の支援と保護者への対応に取り組んでおります。

Q 平成23年度の石岡地方斎場組合負担金の第1期分と第2期分の請求書が届いていると思うが、その処理状況について説明願いたい。

また、当市の都合と独善的な判断で、請求された負担金の一部しか支払われていないという事務処理があったときには、関係法令等に照らし合わせた場合、適正であるのかどうか会計管理者に伺う。

A 宮嶋光昭市長 負担金のうち、第1四半期分管理運営費217万4千円を7月19日に、第2四半期分管理運営費217万1千円を8月31日に、石岡地方斎場組合に納入しております。

A 会計管理者 管理運営費については、市長から支出命令を受けておりますが、斎場建設費に係る支出命令はありませんでした。

なお、今回の支出については、市財務規則第67条に規定されている請求書の提出を待たないで支出ができる経費として、同条の第2項に規定されている当該経費の計算の基礎を明らかにした内訳書が添付されて、支出命令がされておりました。

- 1 公有財産等の管理運営について
- 2 公共工事の入札について
- 3 校内暴力といじめの根絶について
- 4 五輪堂橋改修工事の経過について
- 5 斎場建設問題について



佐藤 文雄 議員

Q 原発からのすみやかな撤退と東海第2原発について、市長の見解を伺う

A 東海第2原発は速やかに燃料棒を引き上げ、完全廃止にする必要があると考えます

Q 東海村にある東海第2発電所では、3月11日の大地震で原子炉が自動停止。その後2日間外部からの電源を失い、非常用ディーゼル発電機3台のうち1台は津波の影響で動きませんでした。もし、津波があつた高かつたら福島第1原発と同じような深刻な事態になるところでした。東海第2原発は運転開始から32年が経過し、老朽化によるトラブルも頻繁におきています。私は、東海第2原発を廃炉にすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

A 宮嶋市長 東海村の村上村長は、福島第1原発の事故で住民が放射線にさらされ続けたことを受け、東海第2原発の再稼働について、今の段階では完全に白紙。政府自体の原発に対する政策も固まっていない、と厳しい見解を示しました。これは、東海村が脱原発宣言を発表したようなもので、私は評価するとともに、東海第2原発は速やかに燃料棒を引き上げ、完全廃止にする必要があると考えております。

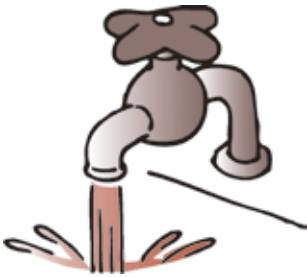
Q 市当局は、ようやく基本水量の見直しによる水道料金の引き下げに動き出しました。水道事業運営審議会及び特別委員会の検討結果について、報告を求めます。

A 水道事務所長 一般水道料金の改定案を水道事業運営審議会に諮問したが、10立方メートル未満では、料金値下げとなるが収益の減となるので、あわせて10立方メートル以上の料金単価の見直しも行いました。10立方メートル未満の使用量の少ない人へ配慮したことには、賛成のご意見をいただきましたが、水道料金が値上がりとなる利用者がいること等により、原案での承認は得られませんでした。

現在、特別調査委員会は審議継続中です。

質問事項

- 1 東日本大震災による被災者支援、震災復旧、原発・放射能から市民の暮らしを守ることにについて
- 2 茨城県の官製談合事件と談合入札を防止する対策について
- 4 国保加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げについて
- 5 向原土地区画整理組合への税金投入問題について



田谷 文子 議員

Q 市民の大きな関心事については、特集号の発行を

A 緊急の度合いを考慮し、今後検討してまいりたい

Q 市民の大きな関心事である、「原発事故に伴う風評被害の対応策」、「石岡市が五輪堂橋の建設費を負担しなくなった理由」、「石岡地方斎場移転整備」と市単独の火葬場整備、これらについて、市長の考え方を市民に理解してもらえよう努めるべきで、市民からの建設的な意見も吸い上げるべきだと思います。そのことが、市長も独断に陥ることなく、柔軟で公正な対応ができるはずです。そのためには、毎月の市報に加え、より詳しい特集号の発行を期待するのですが、市長の考えは。

A 宮嶋市長 通常は毎月発行する広報誌に集約して関心事などを掲載しておりますが、3月11日に発生した東日本大震災により被災された皆様への支援の方法等については、特に緊急性が高いことから、3月25日に特集号として発行しました。今後も、市民の皆様に必要な関心事については、広報誌やホームページで積極的な市政の情報伝達に努めるとともに、緊急の度合いを考慮しながら、広報特集号としての発行についても検討してまいります。

Q 市長の肝いりで進めている東京都板橋区のアンテナショップは、費用の負担や参加者の労力が大変で、それに見合った成果を上げることが大変難しいと思いますが、現況と今後の方向性について伺う。

A 環境経済部長 市産品の知名度アップ、観光客の誘致等を期待し、昨年11月からハッピーロード大山商店街振興組合が運営する全国の特産品を集めたアンテナショップ「とれたて村」へ、主にJA土浦が経営するサンフレ霞ヶ浦店を通じて特産品を出品しております。9月3日ですが、商店街の主催により、とれたて村の利用者を対象とした千代田地区の果樹狩りツアーが実施され、都市と農村の交流事業にもつながっているところで、今後、さらなる利便性の向上に努めます。

質問事項

- 1 防災計画と危機管理体制について
- 2 市の広報機能の充実・強化について
- 3 JA茨城千代田・JA土浦への合併統合に伴う市の広域的経済圏の推進について
- 4 今後の本市をめぐる広域的連携と合併について



▲アンテナショップ「とれたて村」

栗山 千勝 議員

Q 放射線量の測定について専門部署の設置は

A 専門部署は設置せず、現状どおり対応します

Q 放射能については、何年後に終息するのかわかりせず、新聞報道より、かすみから市の数値は高いわけで、20年、30年経過して病気が出た場合、その因果関係の認定は非常に難しく、そのためにも市としては、放射線量を各所で測定し、資料を残して保管しておくべきと考える。またこれについては、専門の部署を設置し、専門職を置いて測定し、市民に情報発信することが一番よいと思うが、市長の考えを伺う。

A 宮嶋市長 放射線量については、現在、市のホームページで公表しております。放射能に対する専門部署についてですが、専門機関が国・県にあるので、そこにお任せする考えです。

A 環境経済部長 測定については現状どおりとし、その測定結果については、市で保存していく考えです。

Q 石岡地方斎場建設事業の今後については、茨城県も心配し、市長あてに電話がかかっているという話を聞いているが、茨城県とどのような話をされたのか伺う。

A 宮嶋市長 本件については、茨城県でも、情報収集を行っており、その都度、状況は話しております。今後、石岡地方斎場組合の管理者が契約した場合、支払い関係において、業者と石岡地方斎場組合、あるいは、組合の構成市同士の法廷問題に移行せざるを得ないと。単独整備、あるいは2市で進めるにしても、法廷の中で問題になっている事業を進めるわけにはいかない。ちよっと足踏みせざるを得ないと報告しております。今朝も、相手方の出方を待っている受身の立場であると話しております。こういった話から、茨城県も事の深刻さというか、そういうものを大変心配されていると思います。

87654321

質問事項

災害対策について
放射能対策と風評被害対策について
補助金等の交付申請から決定について
職員教育について
石岡地方斎場建設事業の今後について
選挙公約と行政運営について
穴倉出張所解体について
震災により壊れた千代田庁舎2、3階について



▲石岡地方斎場

中根 光男 議員

Q 災害発生時の迅速な対応のため「被災者支援システム」の導入を

A システムの運用方法を十分調査し、検討してまいります

Q 災害発生時に、被災者支援の行政サービスを迅速に行うため、被災者支援システムの導入が必要であると考えますが、被災者支援システムについての認識と、今後の市の取り組みについて伺う。

A 総務部長 同システムは、阪神・淡路大震災直後、西宮市により開発されたシステムで、災害によりもたらされる情報を一元的に管理することが可能となっております。災害に対応するには、情報の収集、分析と活用が大変重要であり、一元的に管理できる本システムは、災害対策の有効な手段の一つと認識しております。今後は、本システムと本市の住民基本台帳との兼ね合い、あるいは運用の方法について十分調査し、さらに研究をしながら検討してまいりたいと考えております。

Q 高齢者や障害のある人が緊急時にみずからの情報を正確に伝え、救急隊員や医療機関が的確な情報把握や適切な措置を素早く行えるよう、市が必要事項を記載した緊急カードを作成し、対象者が携帯することで、必ず多くの命を救うことができると確信するが、市の取り組みについて伺う。

A 保健福祉部長 緊急カードの作成は、高齢化が進む中、万が一の場合、あるいは災害時に非常に効果がある手法の一つと考えております。以前には、緊急医療情報キットについての質問をいただきましたが、方法、データ管理、運用面、さらには補助制度の活用などを、実施に向けて検討したいと考えております。

654321

質問事項

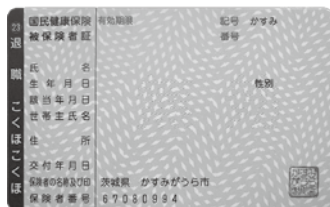
緊急時の適切な対応に、緊急カードの作成、交付について
農業後継者の技術向上について
小中学校の統廃合について
児童虐待の現状と課題について
公共施設AEDの管理状況及び使用状況について
災害時に被災者の情報を一元管理する「被災者支援システム」の導入について

被災者支援システムのイメージ



質問事項

- 65** 市長の公約履行が生む利益と弊害について
財政改革の公約決意と基金大幅取り崩しのギャップについて
43 復興の今こそ市税収増大をめざす意思について
市内産業の震災後状況・中長期対策と湖山の宝ブランド進捗について
21 神立停車場線と神立駅前区画整理について
消防団分団統廃合の計画公表について



▲国民健康保険被保険者証

A 宮嶋市長 一つの自治体で国保を運営すること自体に問題があるわけ、少なくとも茨城県単位ぐらいの国保の会計規模というのが必要ではないかと考えます。また、短期的に変動が多いため医療費が高くなる構造上の欠陥を抱えているわけであり、こういった問題には、国家的に取り組んでもらう必要があるかと考えております。

Q 宮嶋市長の選挙公約は、非常に社会保障が強い形になっており、次世代に借金を残さないように取り組んでいただきたいと思うが、国民健康保険については、一般会計から約4億円の繰入金为国保会計に投入されており、大変な財政の中、課題であるということ、これについては、国保の財政基金を設け、社会保険等の方々にも示すことができるような検討をする考えはないのかを伺う。

A 宮嶋市長 総合計画の後期計画の見直しを、今やっております。その中で3カ年計画、さらには単年度計画ということでの財政シミュレーションはしておりますので、その中で後期5カ年の大まかなものは出てくると思います。細かな数字はあまり意味がないと思いますので、今の段階ではそこまでは考えておりません。

Q 選挙公約すべてに財源が絡んでおり、「財源なくして政策なし」ということで、選挙では財政破綻、危機的状況と言いつつ、財政計画の進捗が全然示されてない。宮嶋市政が1年経過しているが、財政計画を新たに策定する意思はないのか伺う。

A 総合計画の後期計画見直しの中で、大まかなものを

Q 「財源なくして政策なし」財政計画の策定意思は

議員全体研修を実施

11月7日(月)～8日(火)

市の総合計画において「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」を目指していることから、先進地の視察研修を実施いたしました。



研修風景

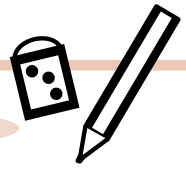
【視察地】

神奈川県横須賀市(1日目)

・市民協働型まちづくりについて

ハイウェイオアシス「道の駅 富士川楽座」(2日目)

・物産販売状況の現地視察



8月	9月	10月	11月
10日 災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会 総務委員会	25日 議会運営委員会、全員協議会 文教厚生委員会	22日 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会定例会 新治地方広域事務組合議員視察研修 湖北環境衛生組合議会定例会 湖北環境衛生組合議会管外行政調査 茨城県市議会議長会定例会 議会だより編集特別委員会 産業建設委員会	4日 議会運営委員会、全員協議会 議会だより編集特別委員会 議会全体研修会



予算を伴う条例案とは？

歳出の原因となる条例案のことをいう。

地方公共団体の長は、条例その他の議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うことになるものであるときは、必要な予算上の措置が適切に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないとされている。（地方自治法第222条第1項）

これは、財源の手当もないままに、条例等の制定により地方公共団体が義務費として財政上の負担を負うことになることは、地方公共団体における財政の計画的かつ健全な運営を阻害することになるので、このような条例等の議会への提出について規制を加えたものである。

（地方議会運営事典より抜粋）

平成23年

第4回定例会のお知らせ

かすみがうら市議会第4回定例会の会期日程（案）については、お知らせ版に掲載する予定です。

編集後記

東日本大震災から八ヶ月が経ちました。福島第一原発事故の影響は、今も色濃く各地に影を落としており、各地域では様々な対応策を模索しながら対処していることが新聞紙上に掲載されています。かすみがうら市でも民間企業や自治会が放射線量測定器を購入し、自分たちの目で線量を確かめ、安心を得ようと努めています。

今回の定例議会では、震災復旧関連事業として、市内小・中学校に放射線量測定器を各一台配備するための補正予算が可決されました。父兄が安心でき、子供たちが楽しく学べる環境づくりのために、有効に活用されることが期待されます。

期待といえば、今回新しく副市長が誕生しました。茨城県職員の経験を十二分に発揮され、かすみがうら市に新風を吹きこむことが期待されます。また、10月22日に市の16事業に対して第三者による「事業仕分け」が実施され、厳しい指摘と判定が下されました。結果に対する検証と見直しが行われることで、行政事業のさらなる向上が期待できます。

議会だよりは、議会の活動状況が市民の皆様にも広く、的確に伝わることを期待して発行しています。ご理解の上、ご意見をお寄せいただければ幸いです。

議会だより編集委員 川村 成二

ご意見をお寄せ下さい